





## 印 紙 稅 の 手 引 き

税務課

お金の借用証や受取書などをついた場合には、収入印紙をはって、消印するのが常識となっています。しかし、実際には、どんな証書にいくらの収入印紙をはるかについて、まよわれる方もかなりあるのではないか、と思います。そこで、収入印紙をはらなければならない証書や帳簿と、その注意点を説明しましょう。なお、証書などに必要な収入印紙の金額については、下面の一覧表をご覧ください。

印 紙 稅 額 一 覧 表

証 書 や 帳 簿 の 種 類		収 入 印 紙 の 金 額
1	不動産売買契約書、不動産交換証書、売渡証書〔不動産等の所有権移転に関する証書〕 金銭借用証、金銭消費貸借契約証書、住宅資金等借受証〔消費貸借に関する証書〕 請負工事契約書、注文請書、広告契約書〔請負に関する証書〕 運送請負契約書、運送基本契約書〔運送に関する証書〕 傭船契約書	記載金高 " 3千円未満のもの " 3千円以上~3万円以下のもの " 3万円超~10万円以下のもの " 10万円超~30万円以下のもの " 50万円超~100万円以下のもの " 100万円超~500万円以下のもの " 500万円超~1千万円以下のもの " 1千万円超~5千万円以下のもの " 5千万円超のもの 金高が記載していないもの
2	百貨店等の商品券、贈答用物品等の預り券、商品等の買上クーポン券、ペーティ券〔物品割手〕	記載金高 " 5円未満のもの " 5円以上~10円以下のもの " 10円をこえるものは 10円またはその端数ごとに 金高が記載していないもの
3	委 任 状	5円
4	約 束 手 形 為 替 手 形	記載金高 " 5万円未満のもの " 5万円以上~10万円以下のもの " 10万円超~30万円以下のもの " 30万円超~50万円以下のもの " 50万円超~100万円以下のもの " 100万円超~500万円以下のもの " 500万円超~1千万円以下のもの " 1千万円超のもの
	上記のうち、①一括払のもの②金融機関相互間のもの③外国通貨で金高を表示したもの④自由円表示のもの	記載金高 " 5万円未満のもの " 5万円以上のもの
5	預金証書、貯金証書、出資証券、船荷証券、運送貨物引換証、倉庫証券、保険証券、株券、債券、相互保険会社の発する基金証券、株式申込証、社債申込証、定期金・信託行為・無尽・権利の変更・追認・承認・質権・抵当権に関する証書	記載金高に關係なく 10円
6	金銭受取書、物品受取書、レジスターのお買上票、記帳案内書〔受取書〕	記載金高 " 3千円未満のもの " 3千円以上のもの 金高が記載していないもの 營業に関係ないもの
7	その他の証書〔1~6以外の証書…31号証書〕 物品売買契約書、物品売買注文請書、有価証券売買契約書〔物品・有価証券の売買契約書〕	記載金高 " 3千円未満のもの " 3千円以上のもの 金高が記載していないもの
	特約店・代理店契約書、月賦購入券、役員就任承諾書、身元保証書〔その他の31号証書〕	記載金高 " 3千円未満のもの " 3千円以上のもの 金高の記載していないもの
8	預金通帳、貯金通帳、積金通帳、相互銀行または無尽会社の発する掛金通帳、勤務先預金通帳	1冊1年内の付込に対して 10円
9	買物通帳、家賃通帳、受取通帳〔上記以外の通帳〕	1冊1年内の付込に対して 20円
10	判 取 帳	1冊1年内の付込に対して 200円

毎月5日、15日、25日は「税の相談日」です。お気軽に税務署へお出かけください。